

## 京都府公立大学法人未来づくり応援事業基金規程

平成31年3月25日  
京都府公立大学法人規程第43号

### (設置)

第1条 京都府公立大学法人（以下「法人」という。）に京都府公立大学法人未来づくり応援事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (目的)

第2条 基金は、京都府立医科大学及び京都府立大学（以下「両大学」という。）における教育・研究及び社会貢献の一層の充実を図るとともに、両大学の未来づくりを応援することを目的とする。

### (事業)

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 教育及び研究活動への支援
- (2) 教育及び研究施設設備の充実への支援
- (3) 地域貢献活動への支援
- (4) 国際交流活動への支援
- (5) その他基金の目的を達成するために理事長が必要と認める事業

### (基金の構成)

第4条 基金は、次に掲げる資金をもって構成する。

- (1) 京都府公立大学法人未来づくり応援事業費交付金
- (2) 基金の運用益

### (管理)

第5条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

### (処分)

第6条 基金は、第3条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、予算に計上して、これを処分することができる。

### (運営委員会)

第7条 第3条に規定する事業に関する重要事項を審議するため、大学ごとに運営委員会を設置する。

### (経理)

第8条 基金は、次に掲げる経理に区分する。

- (1) 京都府立医科大学経理
- (2) 京都府立大学経理

### (所掌)

第9条 前条に規定する基金の経理に関する事務は、京都府立医科大学にあっては事務局経理課、京都府立大学にあっては事務局管理課が処理する。

### (委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成31年3月25日から施行する。